特　記　事　項

工　事　番　号	令和 ４ 年度　　第　７５　号
工　　事　　名	古寺川調整池整備工事（２工区）
担　　当　　課	都市整備部　都市整備課
担　　当　　者	吉井　亘
見　　積　　書 （見積根拠資料）内訳 ※右記事項を全て見積書に記入し、提出してください。（見積書の様式については自由とします。）	築堤･護岸　　一式 諸経費　　一式 見積額（税抜）

注　意　事　項

《質疑応答について》

質　疑　　令和５年　２月　３日(金)　午前１２時まで
回　答　　令和５年　２月　９日(木)　午後　５時まで

1. 質疑書の様式は任意様式とするが、質疑書の宛先は、「広陵町長　山村吉由」とし、工事名を明記すること。

2. 質疑書は上記の日時の間に電子メール又はＦＡＸにて送付すること。なお電子メールの場合は、保存形式をＰＤＦとし、**社印の印影が確認出来ないものは認めない。**
質疑がない場合についても、質疑がない旨を記載した電子メールまたはＦＡＸを送信すること。
また、送付後に送信の旨を上記担当者に電話連絡すること。

3.送信先：（電子メールアドレス）
toshika@town.nara-koryo.lg.jp
（ＦＡＸ番号）
０７４５－５５－３６１７
（広陵町役場　都市整備部　都市整備課）

件名：「古寺川調整池整備工事（２工区）に係る質疑書の提出について」
電話連絡先：０７４５－５５－１００１（内線１１９４）

4.質疑書提出の際は**返送先（担当者名等）を明記すること。**
質疑書の回答については、電子メール又はＦＡＸで行い、質疑回答書の形式は PDF とする。
なお、送信時に受領の有無確認のため開封確認又は上記担当者まで連絡を行うこと。

(1) 完成期限は必ず守ること。
(2) 仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、原則として工事請負者（以下「請負者」という。）の責任において完備しなければならない。
(3) 受注者は、施工実施に先立ち施工計画書及び再生資源利用計画書を発注者に提出すること。また、施工完了後は滞りなく竣工図書及び再生資源利用実施書を発注者に提出すること。
(4) 工事中の危険防止対策を十分行い、また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
(5) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、町と十分協議し、他の工事への支障が生じないよう計画し、実施すること。
(6) 他の設備、既存物件、公道舗装等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。
(7) 騒音・振動については、十分配慮すること。
(8) 受注者は、落札金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、発注者にその写しを提出するとともに、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
また、下請契約を締結するときは施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
(9) 受注者は、工事概要の分かる看板を公衆が見えやすい場所に掲示すること。なお、掲示内容については発注者と協議し決定するものとする。

《施工上の注意点》
(1) 施工実施にあたっては、事前調査（施工、環境、用地、電線等の確認）を十分に行うこと。
(2) 地下埋設物（ガス、水道、NTT 等）管理者と事前協議を十分に行い、了承を得たうえで施工にあたること。
(3) 施工に先立ち事前に工事予告看板を設置し、工事周辺地域に周知を徹底すること。
設置位置については発注者との協議のもと決定すること。
(4) 交通規制は昼間のみとし夜間（17 時以降）は規制を解除すること。
(5) 施工実施にあたっては、安全誘導員を配置し、安全に十分に配慮すること。
安全誘導員の配置については発注者と協議の上で決定すること。
(6) その他事項については、土木請負工事必携（奈良県土木部）に準じること。
(7) 工事に際して必要に応じ道路交通法令等関係法令を遵守すること。

(建設副産物の搬出)
1. 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所(施設)については、下記のとおりとする。ただし、請負者の責によるものでないやむを得ない理由により、下記によりがたい場合は監督職員と協議するものとし、受入場所(施設)及び設計の変更対象とする。
請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(1)～(5)である。
(1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
(2) 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
(3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
(4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
(5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合
なお、請負者の都合による受入場所(施設)の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県が許可した県内の産業廃棄物処理業者、奈良県土木部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

建設副産物	受入場所	片道運搬距離	受入期間及び受入時間	その他受入条件
建設発生残土（粘性土）	桜井市赤尾285 佐々竹建設（株）	14.2km	7時～17時(夜間不可) 受入休止：日祝日	25cm以上の玉石は受入不可

請負契約の際には、建設工事請負契約書における「７　解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、本特記仕様書の受入場所(施設）を記載すること。

2. 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

(CORINSの登録)

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関である（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。(ただし、工事請負代金金額５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）また、上記機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。